

維持管理計画変更に伴う土地改良事業計画変更について

横須賀三浦支部 横須賀三浦地域県政総合センター農政部農地課

1 はじめに

土地改良区が定めている通称「維持管理計画」とは、土地改良法第7条第1項にある「土地改良事業計画」の一部で、土地改良法施行規則第14条の2第1項で規定されている土地改良事業計画に定めなければならない事項の内、第6号「土地改良施設の管理の場合には、管理すべき施設の種類及び管理方法」を定めたものです。

このため、維持管理計画を変更する場合は、土地改良法上の事業計画変更を行う必要があります。このことは、ご存じない方も多いかと思えます。

2 事例紹介

県では、県営事業で造成した施設を三浦市初声町初声土地改良区へ譲渡するため、維持管理計画の変更を土地改良区へお願いしていました。

変更事業計画の策定の最終段階で問題となったのが、費用対効果算定の手法でした。当時は、土地改良法施行規則第38条の2で重要変更の対象となる事項として「管理すべき施設の種類並びにその管理の方法」が規定されていました。重要な変更を伴う事業計画は、費用対効果算定を行い、事業の効果が事業の費用を償える計画とならなければ、認可できませんでした。

費用対効果算定について、土地改良区の事務局をしていただいでいる三浦市農業協同組合土地改良対策室の室長と当方が対応に苦慮し、県庁に算定手法等を相談している間に、神風が吹きました。

H31年2月に農林水産省が土地改良事業計画の「重要な部分」を規定している土地改良法施行規則を変更することを公表し、H31年4月から「管理すべき施設の種類並びにその管

平成31年2月
農 村 振 興 局
土 地 改 良 企 画 課

維持管理計画の変更手続の見直し（同意省略の拡大）について

1 改正のポイント

維持管理計画の変更手続の合理化を図る観点から、土地改良区の維持管理計画の変更手続については、施行地域を変更する場合を除き、組合員の同意手続を省略し、総会又は総代会の議決により、都道府県知事の認可を受けることができますようにします。

2 改正の背景

土地改良区が維持管理計画の重要な部分を変更する場合には、組合員の2/3以上の同意を得る必要がありました。しかし、土地改良区の場合は、維持管理に関しては、総会又は総代会の議決を経ることで、直接又は間接に組合員の同意を得ていることから、組合員の意思確認手続が二重となっていました。

このため、土地改良区の維持管理計画の変更手続の合理化を図る観点から、維持管理計画を変更する場合（施行地域を変更する場合を除く。）に必要とされていた組合員の同意手続を省略できるよう省令等の改正を行います。

3 改正のスケジュール

平成31年4月1日施行予定

理の方法」は「重要な部分」ではなくなりました。

土地改良区は、この施行規則変更後の5月の総代会で維持管理計画の変更を行う事業計画変更を議決し、7月に県に事業計画変更の申請をされ、7月中に変更計画を県が認可しました。

神奈川県告示第122号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、三浦市初声町初声土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可した。

令和元年7月26日

神奈川県知事 黒岩祐治

この土地改良事業計画変更後、県営事業で造成された土地改良施設は土地改良区へ10月に譲渡されました。

なお、この施設は、水土里情報システムに施設情報を搭載し、施設管理しています。

3 終わりに

最新情報を組み入れながら、ご指導いただいた県庁農地課基盤整備グループ、事業計画変更、施設譲渡手続きを進めていただいた三浦市初声町初声土地改良区、三浦市農業協同組合の方々、ご協力ありがとうございました。

